

「ヨシ群落保全基本計画」の改定について

1. 計画改定について

ヨシ群落保全基本計画は、滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例（平成 4 年滋賀県条例第 17 号）に基づき、ヨシ群落保全区域等におけるヨシ群落の保全に関して実施する事業等を効果的に推進するために策定することとされており、現行計画は、平成 23 年 2 月 23 日に策定されている。

現行計画では、ヨシ群落の保全のための基本的かつ総合的な方針や、造成事業・維持管理事業等を定めている。この中で、令和 2 年度（平成 32 年度）までに目指すヨシ群落の再生を示しているが、この期間が終了することから、近年のヨシ群落保全をめぐる諸状況を踏まえた、今後のヨシ群落保全の方向性を示すため、改定作業を行う。

（ヨシ群落保全基本計画）

第 9 条 知事は、ヨシ群落保全区域等を指定したときは、当該区域におけるヨシ群落の保全に関する基本計画（以下「ヨシ群落保全基本計画」という。）を決定しなければならない。

4 前条第 4 項から第 10 項までの規定は、ヨシ群落保全基本計画の決定および変更について準用する。

2. 現行計画期間の主な動き

【国内外の動き】

- 平成 27 年(2015 年)9 月に国連において「持続可能な開発のための 2030 年アジェンダ」が採択され、途上国だけでなく先進国を含む全ての国に適用される SDGs（持続可能な開発目標）が示された。
- 平成 27 年(2015 年)9 月に「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」が制定され、琵琶湖を「国民的資産」と位置づけられ、自然と共生する社会の実現に資するとして、「琵琶湖を健全で恵み豊かな湖として保全及び再生」を図るとされた。
- 平成 31 年(2019 年)3 月に改定された、滋賀県環境総合計画では「いかに環境への負荷を抑制するか」だけでなく「いかに適切に環境に関わるか」というより広い視点のもと、「環境と経済・社会活動をつなぐ 健全な循環の構築」が計画目標とされた。
- 令和元年(2019 年)7 月に内閣府により滋賀県が SDGs 未来都市の 1 つとして選定された。

【ヨシ群落の変化】（参考資料 1）

- 造成事業は、現行計画に目標として示した約 20ha に対し、9.24ha（R1 年度末時点）であり未達成であるが、琵琶湖のヨシ群落の面積は、平成 25 年に 255.8ha となっており、昭和 28 年の 260.8ha とほぼ同程度になってきている。
- また、琵琶湖岸のヨシ群落と同規模の規模を有している内湖のヨシ群落の面積は、昭和 20 年代の 220ha に対して、やや減少しつつもおおむね同程度の規模で推移しており、平成 25 年に 196.6ha となっている。
- 一方で、ヨシ群落に占めるヤナギの比率は、琵琶湖岸、内湖ともに増加している。特に琵琶

琵琶湖岸のヨシ群落においてこの傾向が顕著であり、あわせてヤナギの巨木化もみられる。

3. ヨシ群落保全に関する現在の諸状況

- ヨシ群落は、時間とともに構成など状況が変化しているが、地域ごとに異なる保全活動の実施状況だけでなく、地形条件の違いなど、他の要因も影響している可能性がある。
- ヨシ群落内に存在している伐採を検討すべきサイズのヤナギに対し、予算の減少の結果、県のヨシ群落保全に関する事業量は十分確保できない状況。(参考資料2)
- ヨシ群落保全に取り組む地域の活動では、後継者問題を課題に挙げるなど、活動に従事する労力(参加者)の確保や活動の継続に課題を有している状況。
- 企業等の地域外からヨシ刈り等の活動への参加の動きは見られるが、定着した取り組みは制約等があり、容易ではない状況。
- ヨシ刈りについては、刈り取ったヨシの扱いが課題となっている状況。(参考資料3)
- 魚類の増殖を目的として造成したヨシ群落については、一定の産卵が確認されるなど、期待した効果を発揮している。(参考資料4)

4. 計画改定の視点

- 平成31年3月に改定された、滋賀県の環境に関する上位計画である滋賀県環境総合計画において掲げた「環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築」や、自然の恵みを地域資源として捉えた取組の考え方を反映した、ヨシ群落の持続的な保全についての考え方を提示する。
- ヤナギの比率が増大するなど、現在のヨシ群落の状況が、条例制定当初に想定していた画一的なヨシ群落のイメージとは異なっているとの理解のもと、地域ごとのヨシ群落の状態や期待する機能に応じた効果的な保全活動の考え方を提示する。
- 少子高齢化によりヨシ群落保全活動の担い手が減少する中で、地域住民の関わりを大切にしつつ、新たな参加者を加えるなど、持続的な取組につなげるため、「守る」「育てる」「活用する」に「つながる」「支える」「知らせる」の視点から、今後、取り組むべき課題を明らかにし、対策の方向性を提示する。

5. 全体スケジュール

- 令和2年10月 審議会に諮問
- 令和2年11月 県議会で状況報告
- 令和2年12月 審議会での検討
- 令和3年2月 県議会で状況報告
- 令和3年3月 市町等に意見照会
- 令和3年5月 審議会から答申
- 令和3年6月 県議会で状況報告
- 令和3年8月 県民政策コメント実施
- 令和3年9月 県議会で最終案報告
- 令和3年10月 改定(公告)

ヨシ群落保全基本計画の改定について

ヨシ群落保全基本計画について

- ・滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例に基づき、ヨシ群落の保全に効果的に推進するために策定
- ・現行計画で、目指すヨシ群落の再生状況の期限である令和2年度（平成32年度）を迎えたため、近年のヨシ群落保全をめぐる諸状況を踏まえた、今後のヨシ群落保全の方向性を示すため、改定作業を行う。

【現状】

- ・琵琶湖のヨシ群落面積は、昭和28年程度に回復。
- ・内湖のヨシ群落は、ほぼ同程度で推移。
- ・一方で近年、ヨシ群落におけるヤナギの比率が増加。

【課題】

「ヨシ群落の質的な変化への対応が必要」

- ・・・画一的な理想像を求めるヨシ群落保全の限界
- 地域ごとにヨシ群落の自然遷移の状況が異なる
- 多様なヨシ群落の機能も、場所により発揮できる機能が異なる
- 高齢化等により、地域におけるヨシ群落保全活動の継続が困難になりつつある
- 全県的に維持管理事業を実施するだけの県予算確保は難しくなっている
- 企業やボランティア、NPO等のヨシ群落保全への参画には、地域とのつながりが必要
- ヨシ刈りやヤナギの管理（伐採）のさらなる充実には、刈り取ったヨシやヤナギの活用法の拡大が必要

ヨシ群落保全基本計画の改定

計画改定の視点

- 第五次滋賀県環境総合計画の考え方の反映
 - ・ヨシ群落を地域資源とした、「自然と人」「人と人」「地域と地域」の共生
 - ・ヨシ群落を「守る」ことで価値を高め、地域資源として「活かす」
 - ・多様な主体の参画による協働
- 地域の違いを考慮した効果的なヨシ群落保全の考え方の提示
- 持続的な取組に向けた、対策の方向性の提示

計画の内容

- ・ヨシ群落保全の基本方針等
- ・ヨシ群落保全事業の方向性
- ・ヨシ群落を活用した環境学習等の方向性
- ・ヨシの有効利用の方向性
など